

岩見沢市障がい者が暮らしやすい地域づくり推進事業補助金申請要領

1. 目的

障がいのある人もない人も共に尊重し合い、共に暮らせるまちづくりを一層推進していくため、意志を伝え合うために絵のカードを使ったり、段差がある場合にスロープなどを使って支援するといった、いわゆる合理的配慮が市内に普及していくことを目指し、民間事業者が環境を整えるために必要な費用の一部を補助します。

2. 補助対象者

次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 市内で、飲食、物販、医療等、不特定多数の人が利用する事業所を有していること。
- (2) 市税等（市税及び上下水道料金。個人事業主については、国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料も対象）を滞納していないこと。
- (3) 暴力団関係者ではないこと。
- (4) 障がい者の利用を推進するため、購入した物品や事業所等の公表について同意すること。

3. 対象経費

合理的配慮を提供するための経費で次のようなもの

補助対象	補助率	補助限度額
①コミュニケーションツール作成費 例：点字メニュー、コミュニケーションボード など	10/10 以内	50,000円
②物品購入費 例：筆談ボード、簡易スロープ など		100,000円

※予算以上の申請があった場合には受付を中止させていただくことがあります。

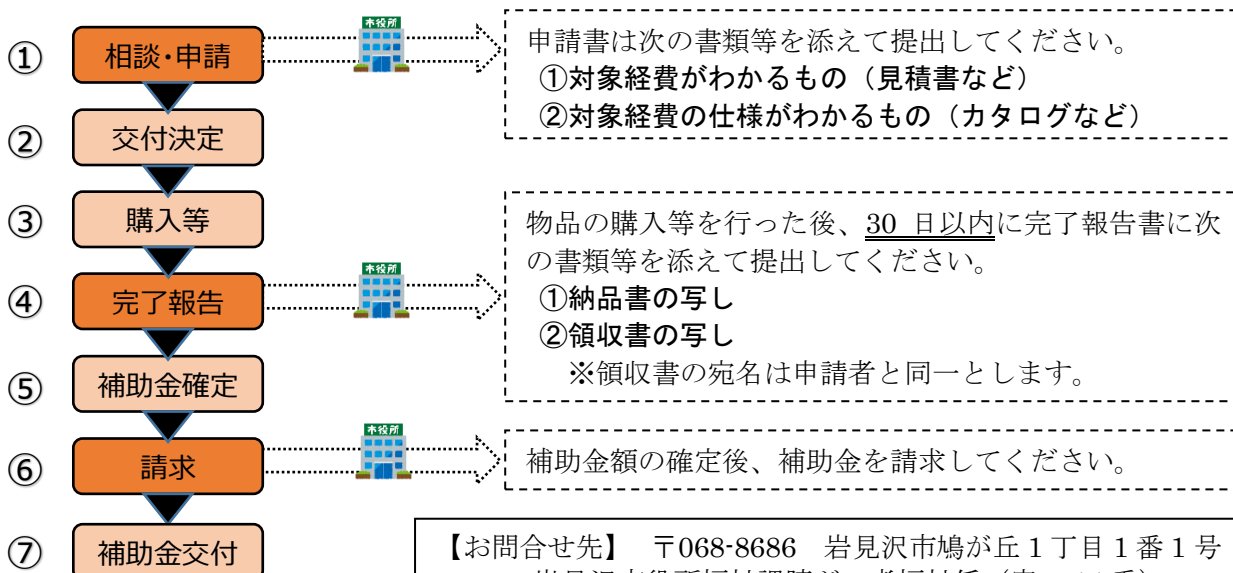
4. その他の要件

- (1) 同一事業者による申請は、補助対象ごとに1回までとします。（同一年内）
- (2) 補助限度額の範囲内であれば複数個での申請も可能とします。
- (3) 他の補助を受けたもの（予定を含む）は対象外とします。
- (4) 物品の発注・購入等は、補助金の交付決定後となりますのでご注意ください。

5. 作成・購入先について

作成及び購入先は、事前に届出のあった市内事業者に限ります。該当する事業者は市のホームページに掲載していますので、そちらでご確認ください。

6. 申請から補助金の交付までの流れ



【お問合せ先】 〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所福祉課障がい者福祉係（窓口14番）
電話：0126-35-4112 FAX：0126-24-0294

岩見沢市障がい者が暮らしやすい地域づくり推進事業補助金 Q & A

1 補助対象について

Q 1 補助の対象について、具体的に教えてください。

岩見沢市内に事業所があり、飲食、物販、医療、その他のサービスを不特定多数の方に提供する事業者（個人事業主を含む）が、障がいのある方がよりサービスの提供を受けやすくするために行う、コミュニケーションツールの作成費や、物品の購入費が対象となります。障がいのある方の暮らしをより良くするための制度であり、従業員専用といった用途は認められませんのでご注意ください。

また、申請要領の「3. 対象経費」に記載のないものであっても対象となる場合がありますので、申請前にご相談ください。

Q 2 事業者であれば規模・形態を問わず対象となりますか？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第1項第7号に規定する事業者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く、商業その他の事業を行う者）であれば対象となります。ただし、バリアフリー法によって、バリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築物（基準適合への努力義務が課されている既存の建築物を含む）については、簡易スロープ等の購入は対象外となります。

Q 3 購入した物品や事業所等の公表とはどのようなことでしょうか？

購入した物品や事業者等の情報を市のホームページへ掲載するなど、サービスが利用しやすくなったことを紹介させていただく場合があります。障がいのある方のより良い生活を推進するためご理解願います。

2 申請・報告について

Q 4 申請は何度まで可能ですか？

同一年度内での申請は、1事業者当たり1回までとなります。ただし、「コミュニケーションツールの作成」と「物品の購入」は、それぞれ同一年度内で1回ずつ申請が可能です。

Q 5 1度に複数個の作成・購入を検討しています。全て補助の対象となりますか？

補助限度額の範囲内であれば、複数個での申請も対象となります。ただし、申請は同一年度内1回までとなりますので、分割して申請をすることはできません。複数個での申請を検討している場合は、申請時にご相談ください。

Q 6 既に物品の発注を済ませてしまっていますが対象となりますか？

やむを得ないものとして認められる場合を除き、原則として物品の発注や購入は補助金の交付決定後となります。対象については申請の前にご相談ください。

Q 7 補助を受けた後、利用状況など報告書の提出は必要ですか？

報告書の提出などは義務としていません。ただし、補助対象となった物品等が本制度の目的に反して使用されているような疑義が生じた場合には、交付決定の取り消し又は補助金の返還を命ずる場合がありますので、目的に即した利用に努めてください。